

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	17.2  17.6	17.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。(JIS C 8105-1 (以下、第1部) 箇条0の規定による。) 17.6 構造 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。(第1部4.27Aの規定による。)	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	17.10 17.10.2	第1部の第二条第2項に該当する規定のほか、次による。 17.10 外部及び内部配線 17.10.2 照明器具が独立又は別置き制御装置と接続するためのプラグ及びコンセントをもつ場合で、照明器具又は制御装置を主電源に直接接続すると危険な場合、又は制御装置若しくは照明器具の周辺に損傷を与える可能性がある場合、プラグ及びコンセントは、主電源用のプラグ又はコンセントと互換性があってはならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	17.6 17.6.1  17.6.3	第1部の第三条第1項に該当する規定のほか、次による。 17.6 構造 17.6.1 動作電圧が1000Vを超える照明器具は、工具を使用しないと開けられないか又は開けると主電源の全極から自動的に遮断するスイッチを設けなければならない。 17.6.3 ランプ破損時の飛散防止の保護シールドが壊れた場	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項 続き				17.6.6	合でも、保持物によって保護シールドを保持しなければならない。 17.6.6 照明器具は、補助的な懸架装置（つり下げ具）を備えなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.5 17.5.1 17.5.2 17.5.3 17.5.4	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定のほか、次による。 17.5 表示 17.5.1 照明器具の設計が使用制限を課している場合は、次の項目を照明器具本体に表示しなければならない。 ー照明器具の上部方向の表示 ー設計で決められた使用姿勢又は使用角度範囲 ー取付方法（又は、取付方法を明記した文書名の記載） ーつり下げ形の照明器具の場合、質量表示 17.5.2 “ランプ交換の前に電源を遮断すること。注意ーランプは高温”の注意表示を、照明器具本体の外面に明記しなければならない。 17.5.3 照明器具の定格最高周囲温度 $t_a$ を、照明器具本体に明記しなければならない。 17.5.4 照明器具の全ての外表面から可燃物までの最小離隔距離を（可燃物の発火を防止するために）、照明器具本体に明記しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項 続き				17.5.5	17.5.5 ある種類の高圧放電ランプを使用する照明器具には、消灯直後に照明器具を開けることを防止するために、“消灯後 X 秒間は開けないこと”の警告を適切な箇所に表示しなければならない。	
				17.5.6	17.5.6 定常安定状態における外表面温度を、照明器具の外表面に明記しなければならない。	
				17.5.7	17.5.7 破裂のおそれの少ないランプだけを使用する機器については、適用ランプの形名を表示しなければならない。	
				17.5.8	17.5.8 照明器具に附属する取扱説明書に、次の警告を記載しなければならない。 一保護シールド、レンズ又は紫外線防止膜に、亀裂、深いきずなどその効果を減じてしまうような目視で分かる損傷がある場合は、交換すること 一損傷したり熱変形したりしたランプは、交換すること	
				17.5.8A	17.5.8A 演出空間用照明器具である旨を、照明器具の銘板又は取扱説明書に明記しなければならない。	
				17.6	17.6 構造	
				17.6.2	17.6.2 ランプ製造業者が破裂の危険性を言明している高圧放電ランプを用いる照明器具は、消灯直後にはランプに近づくのを防止する装置を設けるか、又は 17.5.5 の要求事項に	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き					従った表示をしなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.6	17.6 構造 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護してなければならない。また、電氣的・機械的接続方式は、通常使用時に生じる電気ストレスに耐えなければならない。 (第1部 4.11 の規定による。) 防滴形及び耐防水圧形等の照明器具の金属部分は、照明器具の安全性を損なうような腐食が生じないように、適切に保護してなければならない。(第1部 4.18 の規定による。) LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。(第1部 4.27B の規定による。) 17.8 保護接地 (第1部 箇条 7 の規定による。) 保護接地端子の各部分は、保護接地端子に接触する保護接地導体又はその他の金属との間で生じる電食の危険性を最小にし、黄銅若しくはさびない金属、又はさびない表面処理をした材料でなければならない。	
				17.9	17.9 端子	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				17.10  17.12	<p>端子は、耐食性をもたなければならない。(第 1 部箇条 14 の規定による。)</p> <p>電流を流すための端子又は接続の部分は、耐食性が銅と同等以上で、機械的特性も同等以上であるその他の金属でなければならない。(第 1 部箇条 15 の規定による。)</p> <p>17.10 外部及び内部配線 (第 1 部箇条 5 の規定による。)</p> <p>シャープエッジをもつ開口部には経年劣化する材料を使用したブッシングを使用してはならない。</p> <p>17.12 耐久性試験及び温度試験 (第 1 部箇条 12 の規定による。)</p> <p>実用上の冷熱サイクルに相当する状態で、照明器具は、安全性を損なったり、又は早期に故障が発生してはならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.4  17.5	<p>17.4 照明器具の分類</p> <p>保護等級 IPX1 以上の照明器具、防湿形照明器具及びラフサービス照明器具では、クラス 0 は使用できない。(第 1 部箇条 2 の規定による。)</p> <p>17.5 表示</p> <p>照明器具には、想定される使用される場所等を考慮し、次に示す情報を表示しなければならない。(第 1 部 3.2 の規定による。)</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				17.13	<p>－じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護等級を表す <b>IP</b> コード</p> <p>－防湿形は“防湿”又は“防湿形”</p> <p>適切な設置、使用及び保守に関わる次の必要事項を、表示しなければならない。(第 1 部 3.3 の規定による。)</p> <p>－“屋内使用”</p> <p>－“人が触れるおそれのある場所に取り付けてはならない。”</p> <p>－水の浸入に対する保護等級が <b>IPX4</b> の電源コンセントへの接続方法</p> <p>17.13 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護</p> <p>照明器具の外郭は、じんあい、固形物及び水気の侵入に対する照明器具の分類及び照明器具に表示した <b>IP</b> コードに適合する保護等級を備えなければならない。(第 1 部 9.2 規定による。)</p> <p>全ての照明器具は、通常使用状態で起こる湿度状態に耐えなければならない。(第 1 部 9.3 の規定による。)</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.6 17.6.3	<p>第 1 部の第六条に該当する規定のほか、次による。</p> <p>17.6 構造</p> <p>17.6.3 ランプ破損時の飛散防止の保護シールドは、通常使用の温度で使用に耐えなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 1 号	感電に対する保 護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。  一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当  □非該当	17.6	第 1 部の第七 条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 17.6 構造	
				17.6.1	17.6.1 照明器具は、ランプソケットが充電状態の場合、ランプが挿入できないように設計しなければならない。	
				17.6.7	17.6.7 照明器具の電気回路を内蔵するハンドルは、絶縁材料製でなければならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保 護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当  □非該当	17.6	17.6 構造  一体形ねじなし接地接触子の接触抵抗は、0.05 Ω を超える値であってはならない。（第 1 部 4.27 の規定による。）	
				17.8	17.8 保護接地  絶縁破壊が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス I 照明器具及びクラス 0I 照明器具の可触金属部分は、恒久的で確実な方法で保護接地端子等に接続しなければならない。（第 1 部 箇条 7 の規定による。）	
				17.11	17.11 感電に対する保護  クラス 0I 及びクラス I の照明器具に用いる差込み金属ランプソケットは、接地しなければならない。（第 1 部 8.2.3 の規定による。）  0.5 μF を超える静電容量のコンデンサを組み込んだ照明器具では、定格電圧の電源遮断 1 分後のコンデンサ電圧が 50	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き				17.14	V を超えないよう、放電装置を設けなければならない。(第 1 部 8.2.7 の規定による。) 17.14 絶縁抵抗及び耐電 照明器具の通常の動作状態で生じる接触電流又は保護導体電流は、規定の値以下でなければならない。(第 1 部 10.3 の規定による。)	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.6  17.7  17.10	17.6 構造 変圧器又は制御装置を内蔵する照明器具の制御装置の回路相互間及びそれらの回路と外部の可触の導電部との間は、適正に絶縁しなければならない。(第 1 部 箇条 4 の規定による。) 17.7 沿面距離及び空間距離 沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。(第 1 部 箇条 11 の規定による。) 17.10 外部及び内部配線 ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可触金属部分が充電部となるおそれがある場合は、コード止め具は絶縁物を用いるか、又は固定絶縁ライニングを施さなければならない。(第 1 部 5.2.10 の規定による。) 内部配線の継ぎ目及び接続点は、配線の絶縁部と同等以上の効果のある絶縁物で保護しなければならない。(第 1 部 5.3.4	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				17.12 17.13 17.14	<p>の規定による。)</p> <p>17.12 耐久性試験及び温度試験 通常動作及び異常動作での照明器具内の巻線の温度は、規定の温度以上になってはならない。(第 1 部箇条 12 の規定による。)</p> <p>17.13 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 照明器具は、環境試験後、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。(第 1 部箇条 9 の規定による。)</p> <p>17.14 絶縁抵抗、耐電圧、接触電流及び保護導体電流 照明器具は適切な絶縁抵抗をもち、かつ耐電圧に耐えなければならない。(第 1 部箇条 10 の規定による。)</p>	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.6 17.6.3 17.12.1	<p>第 1 部の第九条に該当する規定のほか、次による。</p> <p>17.6 構造</p> <p>17.6.3 ランプを破裂させ、照明器具の下方に置いた包装用ティッシュが発火してはならない。</p> <p>17.12.1 定常安定状態の外表面温度は、照明器具に表示した値を超えてはならない。</p>	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.12.1	<p>第 1 部の第十条に該当する規定のほか、次による。</p> <p>17.12.1 外表面温度は、定常安定状態の照明器具に表示した値を超えてはならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。				
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	17.6 17.6.3 17.6.5	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 17.6 構造 17.6.3 照明器具は、ランプ破裂時にガラス又は石英の破片を飛散しない構造にしなければならない。 17.6.5 フィルタホルダ又はバンドアのような取外し可能な附属品は、適切に取り付けた場合、照明器具の通常の点灯角度に関係なしに、照明器具の任意の姿勢において、落下しないような設計でなければならない。	
第十一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	17.6 17.6.4 17.6.6	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定のほか、次による。 17.6 構造 17.6.4 アーム アームは、その荷重を支える部分が落下につながる変形又は破壊することなく、照明器具の 10 倍の荷重を支えられるものでなければならない。 17.6.6 照明器具に備えた補助的な懸架装置(つり下げ具)は、規定の自然落下試験で照明器具のいかなる部分も落下に耐えなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.2	17.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（第 1 部 箇条 0 の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.6	17.6 構造 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、過度の紫外放射をしてはならない。（第 1 部 4.24.1 の規定による。） 青色光による網膜傷害 固定形の照明器具は、500 lx を与える距離条件にて、リスクグループが RG1 を超えてはならない。（第 1 部 4.24.2 の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.2	17.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（第 1 部 0 の規定による。）	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によっ

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項 続き	害の防止	ないものとする。				て人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き						物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.10 17.10.1	第1部の第十六条に該当する規定のほか、次による。 17.10 外部及び内部配線 17.10.1 外部配線の導体太さは、定格電流が3A以下の場合、断面積が0.75 mm <sup>2</sup> 以上、定格電流が3Aを超える場合は、断面積が1.5 mm <sup>2</sup> 以上でなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.6  17.7	17.6 構造 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければならない。 (第1部4.15.2の規定による。) 17.7 沿面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリに応じた空間距離の規定を満足しなければならない。(第1部簡条11の規定による。)	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	17.5  17.12	17.5 表示 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるものでなければならない。（第 1 部箇条 3 の規定による。）  17.12 耐久性試験及び温度試験 耐久性試験後、照明器具の規定の表示は、読み取れなければならない。（第 1 部箇条 12 の規定による。）	
第二十条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）  (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。  (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えな	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-17:2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		い方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—